

第十六回国 参議院農林委員会會議録第十九号

昭和二十八年七月二十一日(火曜日)午前十時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君

理事 宮本 邦彦君
森田 豊壽君
白井 勇君

委員

雨森 常夫君
佐藤清一郎君
重政 庸徳君
関根 久藏君
横川 信夫君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
河合 義一君
清澤 俊英君
戸叶 武君
鈴木 一君

政府委員

農林省農林
経済局農業
協同組合部
長 谷垣 専一君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

本日の會議に付した事件

○農林漁業組合連合会整備促進法案 (内閣送付)

○委員長(片柳眞吉君) 只今から委員
会を開会いたします。

第九部 農林委員会會議録第十九号

案を議題といたします。前回に続きま
して質疑を願います。

○佐藤清一郎君 農業協同組合の再建
整備について特に増資の面が強調され
ておるのでありますが、増資がなけ
れば再建整備ができないというよう
なところで、現在増資の計画がどうい
ふうになつておられますか、全国的の状
況を御報告願いたいと思ひます。

○政府委員(谷垣専一君) 現在行なつ
ております再建整備の実績に關しまし
ては、お手許に配付いたしました資料
に載せてございますが、その第一頁
をあけて頂きますと、ここに一の指定
日当日の財務内容がございまして。こ
の組合数、欠損金、固定資産、自
己資本、その次、自己資本不足額とい
うものが出てございます。単協で六十
億千四百三十三万円、連合会で百十四億
何がしという数字になつております。
これが欠損金と固定資産と自己資本と
の差額を自己資本不足額といたしてお
ります。それが、それだけの不足額を増資
を計画的にやつて行く、こういうのが
一つの再建整備の重要な目標になつて
おるのでございます。下の二の再建実
績のところはその増資状況が入つてお
ります。それによりまして、単協のほ
うは二十六年度に二十九億の増資、連
合会では五十七億の増資、合計八十七
億の増資の実績を見ております。これ
はそれ／＼単協におきましては四九％、
連合会におきましては五〇％の達成率
になつておりました。これは初年度
の目標といたしましては、大体目標以

昭和二十八年七月二十一日【参議院】

上に達しておる状況でございます。そ
れから二十七年におきましては、こ
こに書いておられますように、二十七
年度中に単協が九億七千万になつてお
ります。約十億近くでございますが、
それに対して連合会は二十四億、
で、縮めまして三十五億近い増資が二
十七年度に行われておるわけであ
ります。これは縮めますという
百二十一億の全体として増資の実績を
示しておきます。二十七年におきま
しては、単協において六五％、連合会
において七三％近い達成率を示して
おりました。今後三年の間にこの増
資が達成されるかどうかということ
でございますが、今の実情、現状から
鑑みますと、大体増資のほうは再建整
備の達成目標でありまして三十年度ま
でに達成するであろうというふう
に私
たちは考えております。

○白井勇君 私一年生のためかも知れ
ませんが、こういう法案がほつと出
ましても、この間もお話のありました
通りに、ないより、あるに越したことは
ないのだというふうな程度のこととは
よくわかるのであります。どうも今は
非これを取上げてやらなければならん
という点が私個人にははつきりしない
点があるのではありません。これは要し
ます。やはり今の協同組合運動とい
うものがどういふふうな動いておる
かということにつきましても、認識が私
は足りないせいじやないかと考えま
すので、幸い今日は協同組合部長さん

見えておりますし、一つ今現在農林省
としましてとつておられます協同組
合運動に對します重点事項、少くも
もどろいりる点に力点を置いて指導して
おるのであるかということにつきま
して一通りお話しを願ひたいと思ひ
ます。これは若し農林省としまして、そ
うはつきりしたものがなりたいと思
すれば、協同組合部或いは又部長さん
個人の御意見でも結構でありますか
ら、お知らせを願ひます。

○政府委員(谷垣専一君) 大変大きな
問題でございますので、御質問の答
に標準が合つかどうか疑問ございま
すが、大体現在まで全国の農協の数は
約三万四千程度になつておりました。
組合員の数が大体一千万に近い数字に
達しておるような状況で、組合の組織
率を形式的に見ますと、非常に大
変な勢いであるということが形式論と
しては言えるかと思つておりましたが、た
だその内容等をいろいろと考へて見ま
すといつと、いろいろと大きな問題が
あるように考へております。これを協
同組合法の変遷から考へますとい
うと、御存じのように協同組合法とい
うものが従前の産業組合法より以上に、
非常に自由な形の設立、又監督その
他に關しまして非常に自由な形のも
のになつておるものが、戦前の組合法と
違つておる一つの大きな点ではな
らうかと思つております。従いまして従
前はこの検査というふうな問題も実は
権能がなかつたのでございまして、起
る／＼と組合の実情、又いろいろ起

昭和二十八年七月二十一日【参議院】

きて来ます経営の上から来る問題等を
考へまして、いわゆる条例検査、県連の
単位の連合会と、それから信用事業を
営んでおられるところの単協、これ
らのものは一年に一回どうしても行政
庁として検査をしなければならぬとい
う規定が確か二十四年度であつたか
と思ひますが、法律に書き加えられて
おります。これによりまして農林省のほ
うといたしましては、毎年県庁のほう
と連絡をとりながら検査をいたしまし
て、そうしてその経営なり、或いは財
務内容なり等に関しまして検査をし、
そうしてその都度それらのことを役員
会に報告をいたしました。そうして組
合が持つておられます監査役、幹事
の他の監督能力と相持ちまして、経営
の刷新に努めて来ておるような状況で
ございまして。それに又並行いたしまし
て一つの財務の基準というふうなもの
を作り、經理の基準というものを作り
まして、そうしてその講習をして経
営内容を改善して行く、こういうよう
な態勢を整えておりました。そこで丁
度昭和二十五年頃からいろいろと経済
界の状況の変化等もございまして、単
協その他で貯金の支払の停止のよう
な現象が起きて参つたわけでありま
す。どうしてこれは何らかの国からの手
管を整えて、そういうふうな現象を取
りとめるようにし、又協同組合全体の建
直しをする必要があるというので、再建
整備法の公布が行われまして、二十六
年の三月三十一日、二十五年度の会計年
度の末期を一つの指定日といたしまし

起る／＼と組合の実情、又いろいろ起

きて来ます経営の上から来る問題等を
考へまして、いわゆる条例検査、県連の
単位の連合会と、それから信用事業を
営んでおられるところの単協、これ
らのものは一年に一回どうしても行政
庁として検査をしなければならぬとい
う規定が確か二十四年度であつたか
と思ひますが、法律に書き加えられて
おります。これによりまして農林省のほ
うといたしましては、毎年県庁のほう
と連絡をとりながら検査をいたしまし
て、そうしてその経営なり、或いは財
務内容なり等に関しまして検査をし、
そうしてその都度それらのことを役員
会に報告をいたしまして。そうして組
合が持つておられます監査役、幹事
の他の監督能力と相持ちまして、経営
の刷新に努めて来ておるような状況で
ございまして。それに又並行いたしまし
て一つの財務の基準というふうなもの
を作り、經理の基準というものを作り
まして、そうしてその講習をして経
営内容を改善して行く、こういうよう
な態勢を整えておりました。そこで丁
度昭和二十五年頃からいろいろと経済
界の状況の変化等もございまして、単
協その他で貯金の支払の停止のよう
な現象が起きて参つたわけでありま
す。どうしてこれは何らかの国からの手
管を整えて、そういうふうな現象を取
りとめるようにし、又協同組合全体の建
直しをする必要があるというので、再建
整備法の公布が行われまして、二十六
年の三月三十一日、二十五年度の会計年
度の末期を一つの指定日といたしまし

昭和二十八年七月二十一日【参議院】

て、そのときの経理内容を洗いまして、その中で特に状況の悪い組合に対して今議論になつておりまするような再建整備法の適用をいたし、これに対して増資の奨励と、それから固定化しておりまする債権並びに在庫品の流動をできるようにいたし、そういうものに對して奨励金、補助金等を与えて、これ先ず二年を費やしておるわけでありませう。勿論その間に単にそれだけではいけないのでございまして、例えば農の連合会にいたしましては、かなりそれ／＼の連合会が分立をいたしておる状況でございます。これらを直接に私たちが指導することは必ずしも得策ではなかつたと思ひまして、協同組合内部の合同の機運を醸成して行くように努めて参りました。かなりい

わゆる県連におきます事業連の中核をなしましたところの購買事業、販売事業等の連合会が合併をして、いわゆる経済連という形に合併しておる形は逐次その後でございまして。現在経済連という形における合併がまだ今後三、四の県におきまして進んで行くであろうと思ひますが、その他のところは、大体におきまして事業連の最も重要なものであります購買販売の県連は合併の形になつて来ております。まあそういう状況になつております。併しその間にどうしても再建整備の考え方だけでは不十分なものがある、と申しますのは、これはこの前御説明いたしたかと思ひますが、非常に龐大な固定した債務を持つております。この金利の重圧というものが非常に大きくなつておりまして、この金利の重圧のため折角再建整備により建直しをしまして、事業収益等を生むよう努力をいた

してしましても、そちらのほうに経費が飛んでしまひまして、本當の意味の余剰というものがなかなかできにくい、こういう状況でございます。ざつと百億以上の固定債務があるわけでありませうから、一割と見まして十億以上の金利負担があるわけでありませう。どうしてそれだけのものを貸付をする必要がある、こういうふうなことになるわけで、主としてその点を重点として促進法というものを御審議願つておるわけでありませう。勿論その間に系統組織の利用ということが非常に大切でございます。この点につきましまして、例えば購買事業の中核であります肥料においては共同清算制という形をとり、又販売事業におきましては、極く最近販売事業の全販の組織等を非常に簡素なものにいたしまして、そうして系統的にはこれを無条件委託販売というふうな形においてやつております。こういう点が組合下部の各県連或いは全国連等の間に話合がまとまりまして、そういうふうな動きかけようとしたしております、こういう現状であります。

○白井勇君 昨年の秋に協同組合関係の第一回の全国大会というふうなことがあつたと私記憶しております。我々外部から見ますと、少くもその大会というものは、これは初めての催しであり、恐らく全国の協同組合運動の盛り上げる会であつたと私は考へるわけでありませう。その大会の会場におきまして一応協議をいたしまして、取りあへず協同組合運動をいたしましては、こういう点を促進して行かなければならぬといふやないかというふうなことで、決議をしてゐる事項があるようでありませう。ああいう決議事項に對しまして、農林省ではどういふ態度をとつておられますか。

○政府委員(谷垣專一君) これはいろいろと決議がございしたのでありませうが、対政府関係として一番大きな問題点は、やはり今度いわゆる団体再整備の問題として御審議を願つておられまするような、協同組合をいたしましては総合指導組織を中心とした組織を確立しよう、勿論いろいろ議論になつてゐる点に關しまして、例えば技術員の問題等にも關しても議論があつたわけでありませう、とにかく対政府の問題をいたしましては、農協法の改正に伴いまするそういう総合指導組織を十分なものにしよという意見、それからもう一つは再建整備だけでは不十分である。従つてその促進をいたすような施策をとれ、これの内容はいわゆる金利負担の重圧の問題もございませう。それから長期低利の融資を信用連合会、信連関係にいたしまして、そしてこの再建をして行くようにしてもらいたいというふうな点が内容であつたと思ふのであります。そういうふうな点が対政府関係におきましては大きな問題であつたろうと思ひます。勿論そのほかに農産物のいろいろの価格安定の問題であるとか、いろいろの問題が出ておつたと思ひますが、大きな問題、組織的な問題といたしましては、今言つたような問題であるかとと思ひます。

○白井勇君 どうも私はつきりしないのですが、一応あそこの大会の決議事項を書いたものを見ますと、先ず組合意識の高揚であり、第二に取上げられたのは、自由経済に對する農協事業体制の確立である、三には全系統組織の整備である、第四番目に役員技術の問題であるといふことが大きく取上げられてゐるようでありませう。再建整備の問題は全系統組織の整備を、まあ無事に従来の再建整備というものを進めて行こうという程度の取上げ方でありませう、あつとやはり重点的に今申上げましたような事項が盛上つておるわけでありませう。これは勿論自治的にやることと思ふのであります。これにやはり即応するような農林省といたしましての指導方針、具体的を指導の措置といふものがあつても然るべきものではなからうかというふうな私見はあります。今度出て参りましたこの連合会の再建整備の問題は、現在すでに二十六年から先ほどお話のような整備に着手中である。而もこういう大会におきましても、それほど強い何もの盛上つた問題でもない。ところが書いたもので調べて見まするといふと、これは要するに何と申しまするか、協同組合関係の中にも金融関係を主としてやつております中央部なり、或いは県の信連のかたと申しますか、そういう金融方面のかたがたの一部の意向がいろいろ働かされておると思ひます。そして参議院なり或いは衆議院の農林委員会まで、これを動かして進められておるといふような感じを私は受けるのであります。その辺の経過はどういふことなんでしょうか。

○政府委員(谷垣專一君) 先ほど申上げましたように、この大会の決議の中で政府と関係のある点を申上げたのでありまして、勿論大会の中では今挙げ

減をやつて信連に渡すのか、今はこれは信連までのものです。大体どれぐら見ておられるのか、大体の平均標準ぐらいはおありだろうと思ひます。それがなければ五割でしたか、その補助金の予算措置もできないわけですから、大体平均どれぐらいいい子軽減をしてやるつもりなのか、それを伺いた

○政府委員(谷垣專一君) これは元本に對しまして五割以内、最高五割であります。五割は下ると、こういうこととに相成るかと思ひます。それ以外の中金その他信連が利率を下げますことは、これは、その連合会の具体的事情というものを一つ調査いたしまして、そしてどの程度のことをやるかということに決定すると思ひます。最低とて五割の率は下つてい

○河野三君 今白井さんから、本法案によつて一番益するものは中金と信連じやないか、こういう御意見、それに対して、そうじやない、この法案によつて金利の負担が事業連のほうに非常に負担が軽くなる、狙いはそこにあると申されまして、私はそこには従来からの農協が今日まで歩んで来た経過を見れば直ぐにわかることであつて、従来の政府の農協政策というものはどういふものかという、中金本位です。結果がよく示している。けちくさいことを言うならば、どの県へ行つても、事業連が長靴で歩いて、信

連は自動車に乗つて飛んで歩いてい。中金なり信連が勿論経営が不健全になることは恐いですが、私は健全にしるというのじやないです。それよりもそれが極端ですよ。そういうこととやればそれもいいです。それによつていざ結果において事業連が息を吹き返すならいいけれども、そういうような信用機関本位の救済ということ

を繰返して、何度も性も懲りもなくやつていると、いつまでたつてもいかにと思ひます。この前も申上げたように、私はこの法案は決して無駄だとは申しません。併しこれはどこまでも水です。倒れかかつたものに水を飲ませる、三日か、五日か、とにかく命を延ばそう、この法案は米でもなければ、パンでもなければ、牛乳でもな

が、引續いて一体米の用意があるか、肉の用意があるかということは何つておる。ついで、三年前私は騙された。これによつて、赤字補填によつて農協は息を吹き返したということをついこの間やつたばかりでしよう。この二、三年間の経過を数字で示して頂きたい。農林省の見込みが違つたでしょう。その理窟を言つても仕方がありませんが、私はここでこの法案は大歓迎いたしますが、同時にこの機会において、肉なり、パンなり、牛乳なり、血にならざるを、一体どういふものをお持合せになるか。まだ私の手許に参りませんけれども、今度農協団体再編成と銘打つた法案が出て来るそうですが、私

ら、あちらこちらに気を配つて見たり、農協協同組合を弱体化する法案だと私は思ふ。そのほかに具体的に言えれば、昨日も話が出た運送事業にいたしましても、又価格安定法の運用にいたしましても、それから最近の餌なり肥料なりの取扱ひの数量、去年の麦が統制撤廃になつた後に、農協の扱ひの数量はどのくらい減つたか、この減つたもの

にどういふふうな農協の扱ひの数量を殖やさせるかというふうな、私は数字を伺いたいと同時に、これらについて如何にして農協の事業分量を殖やさせるか。私は具体案がなければ、これは水を飲ませて、二、三日生き延ばすよりは殺してしまつたほうがいい。二、三日ひもじい思ひをさして水を飲ませるならば、あとに肉なり、牛乳なり、パンがなければ殺してしまふほうがいい。私は血に肉になるような法案がなければ、これはどうやつても私は納得ができない。話は戻りますけれども、先ほど白井さんがおつしやつたように、金融機関本位、信用事業本位、

こういふふうなことで、そんなに中金というものは農林省は恐ろしいです。そんなに中金の圧力が強いのですか、私は逆だと思ふ。私ばかり言つて相済みませんが、結論として、過去三年の農協協同組合の迎つて来た事業の実態を私は分析して教えてもらいたい。例えば麦の取扱ひの数量が昨年どのくらい減つたか、又餌は一体どのくらい扱つておるか、餌は農協協同組合で一パーセントも扱つていないでしよう。この頭給んど肥料で食つていようですが、五パーセント前後です。そういうふうなことでありますから、

それらについて一体農協の事業分量、農林資材、又農産物の販売、これらについて今まで過去三年間にどういふふうな経過を迎つておるか、数字的に私は資料を頂きたい、こう思ふ。それから、この法案として非常に密接な関係がありますところの農協団体再編成の問題に對して、今度の再編成になれば、農協がどういふ形で事業分量が殖える、前後してありますが、こういう

点も附加して説明してもらいたい。それから農産物価格安定法の問題も、「たね」なり、澱粉なりを、一体農林省はこの法案によつて農協にどういふふうな委任經營をさせるつもりか、こういう点につきましても具体的に私は教えてもらいたい。それから昨日の運送の問題もこの法案と非常な関係がありますから、具体的にこの委員会に出してもらいたい。いろいろ意見が多くなりましたが、何かそれについて私の意見とは全く違つた、私が認識不足だといふならば、認識不足の点を教えてもらいたい。もう一つ申上げますが、これもさつき話が出ましたが、なぜ早く農協の実態をつかんで、小さな五十戸や百戸の経済単位というふうな農協といふものをなるべく早く整理しないか、これは自主的にやつておるのでありますから、法律を変えなければならん。今

町村合併の問題が起つておるときに、そういう際に考慮することはありませんよ。もう占領されておるのではないのだから……。あなたのほうから農協なら農協といふものが事実あるのだから、経済単位があります。この経済単位を生かすためには、それ以下のものはどういふふうにして整理する、これもやはり私は同時にこの再建整備促進

と関係があるので、これは具体的に示されなければいけません。これらについて御意見を伺いたい。

○政府委員(谷垣專一君) 河野委員から大変に大切なことを教えて頂いたわけですが、これは少し私たちの考え方がちよつと違つておると思ひます。は、協同組合の建前といたしましては、私たちのほうでは、できるだけ自主的な組合という形をやはり尊重して行くべきだといふふうな考えでおります。これは恐らく河野委員とも考が變つていないと思ふのですけれども、ただそのやり方につきまして、いろいろ問題があるかと思ひますが、とにかく自主的な体制を極力尊重して行く。ただそれがどうしても非常に弱体化し、或いは又例えて申しますと、支店停止のような状況が来ましても、農協の経済或いは農民生活というものに非常に危険な状態が来る虞がある。こういうふうな場合には、これは政府としてどうしても出て行くべきものであ

る、こういうふうな考えでおるわけがあります。今度のいろいろの諸措置に關しまして、そういうふうな観点から実は考えております。中央会の組織にしまして、或いは又あれに若干の監督規定等を入れておられますけれども、それらのものの政府の関手というものはできるだけ少い形においてやるべきである、こういう実は立場に立つて考えておるわけでありませぬ。例えて申しますと、確かに國の補助をやつて行くといふこと、これは再建整備のときも同様だったのであります。このことにはいたして、これは単にそれが問題ではないのでありまして、このことによつて農協の主体的な努力

というものが、自分の力の中から立上つて来るというのを実は期待いたしてやつて来たわけでありまして、ところが再建整備の実績から見まして、或る部門においては成功いたしておるわけでありまして、併し全体から見まして欠けた点があるということで、今度の促進のようなことをお願いしておる状況であります。そこでまあ先ほどのお話のように、確かにこれにプラスするいろ／＼な手が必要かと思うのであります。例えば昨日来お話の森林法の問題にいたしまして、或いは別途考へておる法人税等の特殊な措置にいたしまして、いろ／＼問題があらうかと思ひますが、この数年間の実績を見ますと、その外部からのいろ／＼な問題以上にやはりよりつと大切な問題は、私の考へ方を申上げれば、農協の内部の自立的な体制の確立ということが非常に大切なのではないかというふうに考へております。これは従いまして総合的な指導のやれる体制というものを協同組合の内部として確立をして行く、例えば経営能力の改善にいたしまして、或いは又協同組合全体の組織の利用の問題にいたしまして、内部の主体性が確立するということ、これがやはり何と申しましても喫緊の非常に大切な点でないかというふうに私達は考へております。それに相応じて外部から見まして是非格安定のごとき措置もありません。これは協同組合の立場から見まして是非そらやつて頂きたいというふうには私達も無論考へております。併し協同組合の殊に組織的な面を担当いたしてお

りまするもの目から見ますと、それ以上に協同組合の内部の確立というところが、やはり何と申しても大切なんではないか、こういうふうには私達は考へております。今度の促進法にいたしまして、そういう問題が確立される一つの誘い水という形において考へておるのであります。殊にこの今度の法案等が成立いたします以前におきまして、いろ／＼と組合の各部門から寄せられました、再建をいたせよという非常に熱意な意思が表示されております。これらのことを照らし合して考へますと、この促進法案に盛り込んでおる内容というものが、単に或いは誘い水程度かも知れませんが、ものつと深い、協同組合の主体性の確立というふうな動いて行くものである、又その期待をしておるわけでありまして、それから先ほどの町村合併の問題におきまして、協同組合の規模を拡げてやる必要があるのではないか、これは私達も原則としてそういう形を賛成いたします。併し行政区画の拡大ということ、経済単位の拡大ということ、これは非常に関連はありますけれども、向うが拡大されたから直ちに即時にそれに即応することが正しいかどうかというところは、これは私はまだそのようにには判断はいたしません。やはりそれに非常に大きな影響は受けますけれども、順次そういうものを考へながらやつて行くべきであるというふうな考へます。ただ組合の単位が現在非常に小さいものが数多くござりまするので、殊に現在の町村の単位にまで上つて来ない組合が多々あります。一つの村の中に二つ三つというふうな、い

わゆる総合単協と称せられるようなものが併立しておるような状況でありまして、これらのものは行政指導といたしまして、又組合内部の指導、陣営の指導といたしまして、これらが合併するような方向に強く実はこの両三年あたり指導いたしておる現状でございます。

○河野三君 今の私の質問はちよつと誤解があつたと思つたのですが、私は町村合併に並行して市町村単位に一組合にしろと言つたのではない。何でもかんでも、どんな大きな都市であつても町村単位にして一つであらばいいと言つたのではなくて、要するに経済行為をしていく団体でありますから、経済単位というものはあるはずである。そこで従来の農協の経営の実態をよくあなたの場合に分析されておるかどうか、その場合に一体経済単位は五百戸か、千戸か、三千戸か、五千戸か、おのづから各論が出ておる。大ざつぱに議論すれば、一つの小さい村に更に組合が二つ三つあれば、これは経営不振にきまつております。これは経済単位に満たない。そこで町村単位は別であります。農協の経営上は経済単位が一体組合数は幾らがいいかというものがあつたと思つた。なげればならんはずだと思つた。そういうものがあれば、それに向つて指導される。指導でなない場合には、法的措置を講じて私に少しも差支えないじやないかということをお申上げた。それから今協同組合部長は、この措置によつて協同組合は一応息を吹き返すというように認識を持つておられますが、それが私の認識の相違である。そこで認識の相違の問題をここで論議しても仕方がありませんが、数字を出せば一番よくわかる、数字を出せば……。一体この前の赤字補填をやつて農協は息を吹き返したかどうか、ここで私は過去三三三三三の農協の事業の実態を数字によつて示してもらいたい。これによればすぐわかる、あなたの認識でも、その当時の二、三年前の認識では、あの措置によつて息を吹き返すのだ、金融措置をすれば、あとは自分の持つ体力によつてこれは健全な体に戻るといふ認識を持つておつた。ところが意外に榮養失調であつて赤字なんですよ。現在榮養失調かどうかという問題、これは私は完全に榮養失調だと思つた。骨と皮だけですよ。私はそう思う。単に先ほど申上げました通り、水を飲んだり、カンフル注射だけでは駄目だ、榮養補給をしなければならん。榮養補給の持合せがないからいけないと言つておる。それは議論が長くなりますから、要するに私は私が十分納得行くような説明の材料及び数字を以て、過去三三三三三の農協の、特に事業部面が辿つて来た経路を数字として資料として提出していただきたいということをお願いするわけでありまして、この間も申し上げましたが、私が知つておる単位組合というものはひびいてすよ。信用事業によつて赤字を出して、それによつて事業面の赤字を糊塗して、そうして一ぱい／＼に組合員に決算報告をするのが常道です。それでもなお且つ赤字のままで決算報告をしていく単位組合が非常に多い。そういう実態で、私の承知するところでは完全に榮養失調ですよ。そこへ水とカンフル注射を持つて来て、これで息を吹き返さないと言つておる。十分私たちの納得できるような数字を示して頂きたい、こういうふうな思ひです。

○白井勇君 只今河野先生の質問に対して、協同組合部長さんがお話になつたようですが、今の協同組合運動の重点というものは、組合内部における主体性の確立である、この部長さんはお考えになつておる。この法案の措置というのややはりそれに対する一つの誘い水である、こういうふうにお考えのようでありまして、そうしますといふと、その主体性の確立に對しまして、農林省でやつていらつしやいますその他の措置というものはどういふものなんですか。

○政府委員(谷垣專一君) 先ほど河野さんのお尋ねの組合の経営の規模の問題であります。現在は大體約六百戸程度が、組合員として六百人になりますか、大體六百戸、それが現在の平均になつております。そこでこの平均に達しておるものが適當であるかどうか、これは大體論として、もう少し大きな組織がいいということ、これは言えるかと思ひます。現在例をば部落単位でやつておるものとか、町村の区域に満たないものがあるか、いろいろございまして、そういうものが多いか、併し御指摘の協同組合の標準の形として何戸がいいか、これは、残念ながら私どものほうでは結論は出ていないわけでございます。これは御存じの通り財務基準だとか、いろ／＼なことは出してありますけれども、経営の内容というものは、いろいろ外界の条件ですから非常に変わっていきます。それを何戸が基礎と

感じではいろいろ意見がありますけれども、皆頭では感ずるかと思いが、それでは一体どこがいいかという結論を農林省として示せということになりますと、正直に言つて私どものほうでは結論に到達してない状況でありますので御了承願いたいと思ひます。大体今のところは六百戸程度で、それ以下のところはもう少し行つていけるものの中にあると思ひますが、そういう状況でございます。それから実は先ほどの数字で示せというお話でございますが、これは協同組合法の改正その他につきましても必要な数字であろうと思ひますので、できるだけそういう数字は出せまうように努力して参りたいと思ひます。

それから今白井さんのほうの御指摘の主体性の確立という問題でございますが、これは農林省としましては、これをこうせい、あせいということをお申上げるのは、実は主体性の確立を阻害する、ちよつと矛盾したような恰好になりますので、先ほど申しますように検査をいたしまして、これは余りほかに拘泥しないで検査がやれるわけでありまして、検査をいたしまして、すると、この数字が相当明確に出て参りまして、それに関しましていろいろ批判が出て参ります。私たちのほうは検査をして、その役所のほうとして持つておきます意見を申上げて、それに対しての善後措置の報告を求め、こういうことになつておきます。現在のところではそれ以上に実は出て行くことは法律的には余りできないことになつておきます。そういうことから、或いは又整理の一つのやり方、基準というふうな問題がございます。

いろいろようなものを示しまして、これに對してのいろいろな講習啓蒙をやつておる、或いは又経営をいたしておられます諸君の再訓練或いは又協同組合学校を通じてのいろいろな幹部になる諸君の養成というふうなものを、これは従来もあつたわけでありまして、それに対して困が委託費或いは補助金等の形におきまして助成をしてやつて行くというふうな形で組合の内部の問題をあれしておるわけでありまして、その他に勿論御存じのようによ、販売事業につきましても、又購買事業につきましても、それ々々事業面におきましての指導があるわけでありまして、これは農林省全体が一つのそういう意味におきまして指導的な立場を持ちながら連絡をするということが言えるかと思ひます。併しそれはいろいろ問題によつて違つたわけでありまして、例えば肥料につきましても、肥料の共同計算制というものが、それなら農林省の徳源によつて行われたかと思ひますと、これはやはり協同組合の内部におきまして、そういう機運が熟しまして共同計算制が行われて、それから販売事業にしましては又同様でありまして、農林省のほうから無条件委託をとれということを徳源しておる結果できておるのではないのであります。ただ協同組合の運動の上で共同計算なり或いは無条件委託というものの考へ方が理想的な形としてあることは、これはいろいろな関係においていろいろと議論はいたしておられますが、直接にそういう徳源の形はとつておりませんが、ただものの考へ方として、いろいろな都度にならぬ問題が

出て参る、そういうふうな御了承願いたいと思ひます。
○河野謙三君 今のこの平均六百戸というところでしたが、私も五百戸から六百戸の経済単位と平均とは別でありまして、併しこの段階まで来たら過去の経験に徴して、農林省のほうから組合を結成する場合には、例えば六百戸以下じやいかんとか、五百以上にしろとか、そういう措置をとられる御意思がないかどうか、これは進んでこの段階に来たらすべきだと思ひます。アメリカが何と言おうが、もうそんなものは過去のことでありまして、もうとにかく過去の経営の実態をよくつかんでおられたら、もう二百戸や三百戸のところはいけないにきまつておるから、それをいつも農民の自主的に、ということになしに、それを進んで農林省がそういう措置をとられる御意思はないかどうか、それとも一つは、これは協同組合部長に私、私的に申上げたことがあります。今の協同組合の再建のために一番問題は、協同組合の魂が抜けておる。魂というのは協同組合というものは生産指導をやるのが魂である。生産指導が協同組合の魂であつて、その生産指導のために附随して購買販売事業をやる、こういうことなのです。ところが今の協同組合は生産指導をやつておるか、やつていないでしやう、極端に言へば……それはなぜかという組織の上に欠陥がある。各部落の生産組合というものがこれが推進力になつて行く、この生産組合といふものは戦争から戦後の統制時代の遺物であつて、村長から委託を受けて切符を配つてやつたり、それから供出の事務をしたたり、これが生産組合で、何

も生産指導をやつていない。そういうものが要するに推進力になつていようと、いふところに間違いが起る。そこで私はデンマークがぶれたわけじやありませんけれども、少くとも部落の協同組合の事業を阻害しておるものは、その各町村にあるところの養鶏組合であるとか、酪農組合とか、養豚組合、養蚕組合、こういう業種別に各町村にたくさんできておられます。これがむしろ農協と対立した恰好になつておる、而かもこのほうの組合のほうに本當の生産指導をやつておるわけです。だからこれらの業種別の養豚、養鶏、養蚕といふようなこれらの組合の代表者を以て組合の理事にして、そしてその面裏に婦人部なり青年部を置いて、そしてこの農協の役員組織といふものを作れば、そこに初めて私は餌はどういうものをやつたらいいか、肥料はどういうものをやつたらいいか、養蚕についてはどういふ養蚕をやつたらいいか、こういうものが本當に生産指導と結び付いて農協の販売事業なり購買事業ができて来ると思ひます。今の生産組合といふものは私どもの知つておる範圍ではそういうものはないと思つておるのです。こういう農協に本當の魂を入れるためには生産指導をやらせるのだ、生産指導をやらせるには今の組織では駄目だ。これを私は言つておる。然らばどうしたらいいか。私は今のようなことを考へるが、これだけのことでいいと思つておるが、あなたのようなほうにも別な案があるでしやう。何か今後農協に魂を打込む、生産指導をやらせる、これについての何か農協政策について協同組合部長は具体案がおありになりますかどうか。これをやらぬ

でおつて今言うように水を飲ませたり、カシフル注射をしたつて絶対駄目です。これについて何か御高見を私は拝聴したい。
○政府委員(谷垣專一君) この五百戸或いは六百戸というふうな組合員をもつて少く大きくするような基準のあれをしたらどうかということでありまして、それは先ほど申しましたように、すでに村の組合の合併を促進する行政指導は常にいたしておられます。殊にこれは再建整備法ができておる以来、そういう問題に對しての目が開かれて参りまして、これがかなりの成功を収めておられます。又これを概括的にそれならばいろいろということをお言ひかどうかという問題ですが、これは私たちが今御審議をこれから願ひます協同組合の指導組織が、中央会その他の指導組織ができて参るわけでありまして、これらがやはり中心になりまして先ず促進して頂きたい。その様子を見ましてから結論を出したほうがいいのではなから直接的に困がそういうことに行つて行くよりも、協同組合の内部におけるやり方としてやつて行つたほうがいいのではないかと。ただ先ほど申しますように、再建整備の對象になつております組合は大体不良組合であります。従つてその不良組合の原因の大きな理由が、今の経営規模の問題であるといふ指摘がされる場合が多いのであります。こういうものにつきましては、この際合併をしなればならぬといふような行政指導をやつておるのであります。全般的な問題といたしましては、やはり協同組合の中央会等の組合としての指導組織がやつて頂くということが順序で、それが進みまして、そ

かこの条文の中にそういうような規定が欲しいという感じがするので、その辺はどうですか。

○政府委員(谷垣專一君) これは実はいろいろ議論がその点にあつたわけでありまして、これは再建整備のごときは、御存じのように全国単協二千四百、それから連合会百二十六ですか、もう少し少かつたかと思ひますが、その程度のもを実は指定日をきままして一斉に出発したわけでありまして、これはその目標が出資金の自己資本の不足額を作るとか、或いは固定した債権、或いは在庫品の流動化をやるというふうなことに成りまして、実はかなり機械的になつておるわけでありまして、今度考へておられますのは、そういう機械的なやり方ではこれは不十分だ、殊に連合会の数になりますと、その多い数ではございせんので、従つてこれを一つ／＼具体的に計画を立てて行く、その計画を立てて行く際に、

勿論県の段階におきましては、単独の事業連或いは信連、従つて又中金の諸君の発言もあるわけで、そういう協議の上でできるわけでありまして、これは恐らく県庁や、その他の諸君も中に入つて来るような形において十分な協議が行われるものと思ひます。なぜならば協議を行つたことならば、恐らく協議を行つたこと以上の、これに対しての補助なり、或いは援助なりが行われるというところに、自然そうなりましようし、又これをこの法律に貫いておきます、この法律の前でできておりまする閣議決定その他の中で、そういうような気持も実は含まれておるわけでありまして、そういうような運用が

行われることと考へておるのであります、それは又中央に参りまして審議会という形になると思ひます。これは県連の一つ／＼の具体的な原因を究明して、その場合において決してその問題は過去における問題だけでなしに、今後これが建直つて行くためにどういふ方向に持つて行くべきか。従つて問題は先ほどの融資を更にやつて行くというふうな問題も勿論これは出て来ると思ひます。かなりその判定の範囲を再建整備の場合と異なるものにして、具体的に又融通性を持つてやるべきか、或いは例へば食糧庁の政府米の保管料とか、手数料とか、やはり具体的な問題で行かんと、抽象的な観念論をやつておつても、これは實際上再建整備はできないという感じがします。だから私はいゆる長期低利な政府資金が出れば、それに越したことはないのです、

従つて法案そのものだけを見ますという、いろいろ御指摘になりました。うな、単に五兆の利子補給或いは税金、その他の免除というだけの感じが強いと思ひますが、運用といたしましては、そのようなことをやつて行かなければならぬと思つておられます。ただ当初議論がありましたように、それならば低利な長期資金を出して行くというふうな形をやつたらどうかという意見、これは非常に議論されたのであります、

資金から必ずしもこれを期待することにはできない、枯渇した状況にございませうし、又一時的であるとは言ひながら、資金そのものが現在の農協関係の中で非常に枯渇しているというわけにはない状況でありますので、従つて新しい事業資金の調達のごときも

も、協同組合の内部において、中金を初めといたします中金内部において、農協内部において賄えるのじやないか、こういうふうな期待を実はいたしておるわけでありまして、で、それからのいふような問題はやはり審議会におきましての具体的な論議を通じて議論が発展して行くのじやないか、こういう考へ方でおるわけでありまして。

も、協同組合の内部において、中金を初めといたします中金内部において、農協内部において賄えるのじやないか、こういうふうな期待を実はいたしておるわけでありまして、で、それからのいふような問題はやはり審議会におきましての具体的な論議を通じて議論が発展して行くのじやないか、こういう考へ方でおるわけでありまして。

○委員長(片柳真吉君) どうも政府の答弁を聞いておると、主体性の確立とかいうやや観念的な感じがをちよつと受けるのであつて、やはり先ほどのお話のような具体的な事業の拡大なり、或いは例へば食糧庁の政府米の保管料とか、手数料とか、やはり具体的な問題で行かんと、抽象的な観念論をやつておつても、これは實際上再建整備はできないという感じがします。だから私はいゆる長期低利な政府資金が出れば、それに越したことはないのです、

従つて法案そのものだけを見ますという、いろいろ御指摘になりました。うな、単に五兆の利子補給或いは税金、その他の免除というだけの感じが強いと思ひますが、運用といたしましては、そのようなことをやつて行かなければならぬと思つておられます。ただ当初議論がありましたように、それならば低利な長期資金を出して行くというふうな形をやつたらどうかという意見、これは非常に議論されたのであります、

資金から必ずしもこれを期待することにはできない、枯渇した状況にございませうし、又一時的であるとは言ひながら、資金そのものが現在の農協関係の中で非常に枯渇しているというわけにはない状況でありますので、従つて新しい事業資金の調達のごときも

も、協同組合の内部において、中金を初めといたします中金内部において、農協内部において賄えるのじやないか、こういうふうな期待を実はいたしておるわけでありまして、で、それからのいふような問題はやはり審議会におきましての具体的な論議を通じて議論が発展して行くのじやないか、こういう考へ方でおるわけでありまして。

○委員長(片柳真吉君) どうも政府の答弁を聞いておると、主体性の確立とかいうやや観念的な感じがをちよつと受けるのであつて、やはり先ほどのお話のような具体的な事業の拡大なり、或いは例へば食糧庁の政府米の保管料とか、手数料とか、やはり具体的な問題で行かんと、抽象的な観念論をやつておつても、これは實際上再建整備はできないという感じがします。だから私はいゆる長期低利な政府資金が出れば、それに越したことはないのです、

従つて法案そのものだけを見ますという、いろいろ御指摘になりました。うな、単に五兆の利子補給或いは税金、その他の免除というだけの感じが強いと思ひますが、運用といたしましては、そのようなことをやつて行かなければならぬと思つておられます。ただ当初議論がありましたように、それならば低利な長期資金を出して行くというふうな形をやつたらどうかという意見、これは非常に議論されたのであります、

れば、関係行政機関だけではおかしいのですよ、例へば農林中金なり、その他にも或る程度の審議会から何と言ひますか、建議ではないので、こういうことをしなさいというふうなことが或る程度申達ができるというふうなことをせんと、農林省に言つても農林省が中金に貸せということ命令するようではいかんと思ひます。中金の機能としてやはり融資の斡旋くらいしかできない、そのところはどうかになりますかね。

○森田豊壽君 先ほど来各委員のお話を聞いておられますという、金融機関の何か援助のようにお考へになつておる点も相当あるようでありまして、又今までのこの法案の通りと考へますと、そういう点なしとは言へない、私も考へるのであります。併しなから今委員長の言われたように、この問題は利子補給をすることにしまして、金融機関を通してその欠損金その他事業の不如意であります最も重要な経済面の更生をさせようという狙いであることは勿論でありますけれども、この問題はただそれだけでは実際においてまずい、今いろいろ／＼経営者の問題があり、立派な経営者を作るような一つの考へ方を私に論じておられるのであります、農村によき指導者を作ることを考へなければ、ただ政府資金の面やその他の事業の面で援助しただけでは駄目だということを常々言つておるのであります、これは強い、又立派な指導者を作るということから行きますれば、昔陸士、海兵があつたこと、国家の費用におきまして農村の指導者を指導するということ、農村指導者と教育と申しましたら、組合学校と今

称して各地で叫んでおられますが、それ以上のものを作るのでなければ、食糧増産を唱えられ、農村が我が国の経済自立の上において、最も重要な問題だと稱しておられるが、その指導者を得ないというふうな状態であつては、如何なる農政問題を論じましたところで、これはすべてが経営者にあるわけでありまして、その経営者のよき人を指導する、教育するということをしなければ私にはならぬと思ひます。ですから、こういう点から考へますれば、幾多の問題があると思ひますが、又国費を以ちまして農林委員会に三十億の金を使うのだ、そういう指導者を作るための費用に当るべきだといふくらいに考へておるのであります。差当りの問題は考へまして、将来を考へるのでなければ、この農業の、農村の問題というものはこれは行詰るにきまつておるといふ結論しか出ない、話は余談になりましたが、そういうことも直ちにできないというのならば、先ずこの再建整備と関連いたしました、再建整備をさして行くという考へ方があるならば、即ち整備促進をしようというのであつたらば、あとそれに対する水も、私に言わせれば呼び水であるのでありますから、この水を注いだ以上は、なおあと水を注ぐ態勢に務めなければ育たないのでありますから、先ほどおつしやつた通り、委員長が言われた通り、あとの資金を出すようなことにつきまして考へなければ、その場限りの曇いときの一杯の水に過ぎないのであります、これはあと資金を十分に注ぎ込んでやるということに対して、農林中央金庫を初めとして、

称して各地で叫んでおられますが、それ以上のものを作るのでなければ、食糧増産を唱えられ、農村が我が国の経済自立の上において、最も重要な問題だと稱しておられるが、その指導者を得ないというふうな状態であつては、如何なる農政問題を論じましたところで、これはすべてが経営者にあるわけでありまして、その経営者のよき人を指導する、教育するということをしなければ私にはならぬと思ひます。ですから、こういう点から考へますれば、幾多の問題があると思ひますが、又国費を以ちまして農林委員会に三十億の金を使うのだ、そういう指導者を作るための費用に当るべきだといふくらいに考へておるのであります。差当りの問題は考へまして、将来を考へるのでなければ、この農業の、農村の問題というものはこれは行詰るにきまつておるといふ結論しか出ない、話は余談になりましたが、そういうことも直ちにできないというのならば、先ずこの再建整備と関連いたしました、再建整備をさして行くという考へ方があるならば、即ち整備促進をしようというのであつたらば、あとそれに対する水も、私に言わせれば呼び水であるのでありますから、この水を注いだ以上は、なおあと水を注ぐ態勢に務めなければ育たないのでありますから、先ほどおつしやつた通り、委員長が言われた通り、あとの資金を出すようなことにつきまして考へなければ、その場限りの曇いときの一杯の水に過ぎないのであります、これはあと資金を十分に注ぎ込んでやるということに対して、農林中央金庫を初めとして、

称して各地で叫んでおられますが、それ以上のものを作るのでなければ、食糧増産を唱えられ、農村が我が国の経済自立の上において、最も重要な問題だと稱しておられるが、その指導者を得ないというふうな状態であつては、如何なる農政問題を論じましたところで、これはすべてが経営者にあるわけでありまして、その経営者のよき人を指導する、教育するということをしなければ私にはならぬと思ひます。ですから、こういう点から考へますれば、幾多の問題があると思ひますが、又国費を以ちまして農林委員会に三十億の金を使うのだ、そういう指導者を作るための費用に当るべきだといふくらいに考へておるのであります。差当りの問題は考へまして、将来を考へるのでなければ、この農業の、農村の問題というものはこれは行詰るにきまつておるといふ結論しか出ない、話は余談になりましたが、そういうことも直ちにできないというのならば、先ずこの再建整備と関連いたしました、再建整備をさして行くという考へ方があるならば、即ち整備促進をしようというのであつたらば、あとそれに対する水も、私に言わせれば呼び水であるのでありますから、この水を注いだ以上は、なおあと水を注ぐ態勢に務めなければ育たないのでありますから、先ほどおつしやつた通り、委員長が言われた通り、あとの資金を出すようなことにつきまして考へなければ、その場限りの曇いときの一杯の水に過ぎないのであります、これはあと資金を十分に注ぎ込んでやるということに対して、農林中央金庫を初めとして、

称して各地で叫んでおられますが、それ以上のものを作るのでなければ、食糧増産を唱えられ、農村が我が国の経済自立の上において、最も重要な問題だと稱しておられるが、その指導者を得ないというふうな状態であつては、如何なる農政問題を論じましたところで、これはすべてが経営者にあるわけでありまして、その経営者のよき人を指導する、教育するということをしなければ私にはならぬと思ひます。ですから、こういう点から考へますれば、幾多の問題があると思ひますが、又国費を以ちまして農林委員会に三十億の金を使うのだ、そういう指導者を作るための費用に当るべきだといふくらいに考へておるのであります。差当りの問題は考へまして、将来を考へるのでなければ、この農業の、農村の問題というものはこれは行詰るにきまつておるといふ結論しか出ない、話は余談になりましたが、そういうことも直ちにできないというのならば、先ずこの再建整備と関連いたしました、再建整備をさして行くという考へ方があるならば、即ち整備促進をしようというのであつたらば、あとそれに対する水も、私に言わせれば呼び水であるのでありますから、この水を注いだ以上は、なおあと水を注ぐ態勢に務めなければ育たないのでありますから、先ほどおつしやつた通り、委員長が言われた通り、あとの資金を出すようなことにつきまして考へなければ、その場限りの曇いときの一杯の水に過ぎないのであります、これはあと資金を十分に注ぎ込んでやるということに対して、農林中央金庫を初めとして、

称して各地で叫んでおられますが、それ以上のものを作るのでなければ、食糧増産を唱えられ、農村が我が国の経済自立の上において、最も重要な問題だと稱しておられるが、その指導者を得ないというふうな状態であつては、如何なる農政問題を論じましたところで、これはすべてが経営者にあるわけでありまして、その経営者のよき人を指導する、教育するということをしなければ私にはならぬと思ひます。ですから、こういう点から考へますれば、幾多の問題があると思ひますが、又国費を以ちまして農林委員会に三十億の金を使うのだ、そういう指導者を作るための費用に当るべきだといふくらいに考へておるのであります。差当りの問題は考へまして、将来を考へるのでなければ、この農業の、農村の問題というものはこれは行詰るにきまつておるといふ結論しか出ない、話は余談になりましたが、そういうことも直ちにできないというのならば、先ずこの再建整備と関連いたしました、再建整備をさして行くという考へ方があるならば、即ち整備促進をしようというのであつたらば、あとそれに対する水も、私に言わせれば呼び水であるのでありますから、この水を注いだ以上は、なおあと水を注ぐ態勢に務めなければ育たないのでありますから、先ほどおつしやつた通り、委員長が言われた通り、あとの資金を出すようなことにつきまして考へなければ、その場限りの曇いときの一杯の水に過ぎないのであります、これはあと資金を十分に注ぎ込んでやるということに対して、農林中央金庫を初めとして、

がどうして……、今出ると思うので
す。それは私はしつこく言いますが、
私は算出して中金が系統機関に金を
貸して損をしたということを聞いてい
ない。ところが私が聞いていいるのは、
員外貸付で、例えば何とかがいころの
餌会社に金を貸した、ところが取れな
いで、仕方ないから或る金貸しの何と
かいうやつが仕方ないから又金を貸
した。幾らでも引張られてだん／＼深
みに入つたといふことが言われてい
る。そういう系統機関以外に金を貸し
て損したという話は聞いていいるけれ
ども、一つや二つはあるでしょう。ただ
系統機関に金を貸して中金が赤字を出
したといふのは聞いていいない。いよい
よ困つて来れば政府がどうする、こう
するとかいふことで大抵中金は逃げて
いいる。本当の系統機関に金を貸して損
したなら世間に対しても立派です。我々
も納得するけれども、ところが逆の場
合が多い。だから特にそういう問題を
伺うのですが、あなたの一つの仮定の
数字でも結構です。試算は出るはずで
す。試算によつて示してもらいたい。
大事なことですよ、この法案の審議に
當つて……。

を全部含めまして審議会で議論され
る、かように考えます。
○委員長(片柳眞吉君) そこをはつき
りしておかんと、法律を作成した政府
としては条件緩和といふやつは一番強
いものは元本の一部免除、切捨てとい
うことも、これは入つていいるとか入つ
ていらないとか、これは審議会でやると
思ふのですが、審議会でその点が問題だ
り(而も)利子の減免にかかる元本債権
の五分以内、元本を切捨てますと、そ
このところも大分影響して来ると思ふ
のです。解釈上入つていいるかどうか。
○河野三君 私は委員長から具体的
に出されましたので、私もそういう点
を……。例えば金融機関である以上は
貸出せばその年から貸付についての幾
らかの償却をしていいるわけですよ。而も
こういう固定貸付なら、長年の貸付な
ら、相当の危険負担といふものをこれ
は償却していいると思ふ。少くともそれ
は帳簿から落してあるのだから、その
くらしいものは元金からこの際当然負
けてやつて、その上に更に中金が身銭
を切ると、こういうことさへも望まし
い、そうでしょう。金融機関の経営は
そうですよ。ところがそれを元本まる
まる取るといふようなことになつたら
大変ですよ。審議会で元金には手をつ
けないのだといふことになつたら、こ
れはとんでもないインテキです。そ
んなものは何もこの審議に當つて提灯
つける義理じやない。この点はつきり
して下さい。

きり覚えませんが、三分の一か元金を
切捨てたんです。そして困が、この問
題もよつと違つても知れんが、困が補
助金を出していいる。そしてこれを整備
した。これはよくお調べになつたらわ
かると思ふ。当然私はその元金まで、
どの程度かといふことは別として、こ
こに元金までも幾らか捨てて、中金は
誠意を表わす、いわゆる不安定債権を
確立するのだといふことにならんけれ
ば、これは実際常識から考えても私は
納得できないじやないか、こう思ふの
ですが、どうですか御意見は……。そ
うすれば全く金融問題について、今ま
で朝から議論があつたが全くその通り
のように私は考へる。これは部長が非
常に腕があつて、よくも私は大蔵省が
これで通したと思つていいるのです
ね。これは非常に腕があるのだらうと
思ふ。私もそういう点で耕地整理の
場面に直面したことがありますので、
そう感ずるので。

からいたしましたものが審議会上つ
て来るわけでございます。で、審議
会の中でい／＼な議論がされること
思つておられます。政府といたしまし
て、ここで法律に書いておられますの
は、債権の利息を減免した場合に五分
の利子補給をする、こういう点を明確
に書いておるのであります。先ほど
の御議論になりますような、金融機
関がどういふ程度に、又どの程度の援
助をするかといふことは、すべて信用
機関と金融機関と事業連との間の話合
い、又それが上り上りました場合の審
議会における議論、こういうところに
任されておられるわけでありませう。政府と
して元本の切捨のようなところまで一
体これを強要するかと申しますれば、
強要する法的な権限といふものは御存
じの通り全然ございませぬ。ただ個々
の連合会の実態を見まして、そうして
い／＼な議論が出るだらうと思ひま
す。議論の赴くところ、或いは元本の
切捨といふような議論が出て来ること
も、これは可能であると思ふのであ
りますが、併しそれはすべて法律の強
制とか、要請とかといふ問題ではない
のであります。個々の連合会に當り
ましての論議において出て来る、かよ
うに思つておられるわけでありませう。

ばそういうことになつていいる。そうい
うことはこれは谷垣さん御存じのは
ずであります。そういう場合でありま
すから、連合会とよく相談してとか、
何とかといふことは、これは五分と五
分の議論じやない。そこで我々は少し
行き過ぎかも知れないけれども、そう
いふ問題にまで入つて、そこで或る程
度の目安を付けておかなければ駄目
だ、こういうことを言つていいるので
す。連合会といふものはひどいんです
よ、中金に行つたら……。中金が横暴
なんです。こういうような現在の中金
対連合会若しくは単協、この系統機
関の中金の地位といふものを、この実態
から出発してものを考へてもらわな
いと、あなたが折角い／＼民主的に審
議会に任せてとか、連合会と中金に任
せると言つても、そういう民主的に動
くような実態になつていいないといふこ
とを十分御認識になつて、是非先ほど
から私が要求しておられるものを出
して頂きたい。

○委員長(片柳眞吉君) 河野さんの質
問に関連してですが、条件緩和といふ
中には利子を減免するといふ、これは
当然のことなんです、元本を切るとい
ふこと、貸付金の固定した元本の一
部を切捨てるという、償却をするとい
うことが入つていいますか。

○政府委員(谷垣専一君) これは審議
会の議論において出て来ることかと思
います、現在それが入つていいない
とも入つていいるとも言えないのであり
まして、考え方としてはそういうこと

○政府委員(谷垣専一君) これは法文
を見て頂ければわかると思ふのですが、
この法文で書いておられますのは、金融
機関から連合会に対して債権の利息を
減免した場合におきまして、そういう
場合において困が五分以内の利子補給
をする、こういうことがこの法案の一
つの眼目であります。そこでそれ以外
にい／＼な金融機関が援助をするとい
うことは、これは運用の問題として
期待をいたしておるわけでありませう。
この法案の中では、それならばそういう
問題を議論するのはどういふところで
議論するか、その組織は、先ず最初に
連合会が再建整備計画を立てます場合
に、その計画の樹立に當りましては信
連或いは中金等と協議をいたす、それ

○河野三君 谷垣さん、あなた御存
じの通り、中金の前に行つたら連合会
なんといふものはどんな姿だか、これ
は実に惨めなものですよ。民間なら金
を借りたほうが強いんだけれども、中
金を借りたほうが強いんだけれども、中
金対連合会の場合には、ここに森田
さんもおられるけれども、実に対で口
をきくどころの騒ぎじやない。土下
座して三拜九拜して漸く部屋の中に入
れてもらふというような、極端に言え

○政府委員(谷垣専一君) い／＼御
議論がございませう点は御尤もの点が多
いと思ひます。ただ今度のやり方で参
りますと、従来中金と、それから金
を借りておられます連合会との間のみの
話になるわけでありませうが、今度の
促進法の建前はそういう形ではないの
であります、恐らく審議会の委員の
中に中金のかたが入られることが予想
されるわけでありませうが、それ以外
のかたがかなりおられるわけでありま
す。全体の委員は九人予定してありま
すので、つまり一つ／＼の計画が従来
のような中金と連合会との間における
問題という形じやなくて、かなりほか

あるかも知れませんが、審議会の活動としてそこまでは行き得ないのではないかと、いろいろ考へるのですが、その点をはつきりさして頂いたほうがいいと思ひます。

○政府委員(谷垣專一君) 今御指摘になりましたのは、結局この審議会で議論いたしましたのは、整備計画の審議を審議会ですと規定いたして、おるわけであり、それで勿論元本切捨という問題は非常に重要な問題でありますけれども、政府が強制すべきものではないわけであり、併し又逆に申しまして、債権者と債務者の間で元本切捨のところまで話が進んでおります。整備計画というものは、これも又議論してはならぬということもできないわけであり、要するにそういう整備計画の内容になります。金融機関と債務者である連合会とのいろいろな援助関係というものが自由に議論されて然るべきである。そういう問題の議論された計画が審議会に上りまして、又そこで議論される、こういうことを申上げたのでありまして、この問題が強制されて、そういうことを言うのでも何でもないであります。このように考へます。

○宮本邦彦君 その点が私まだはつきりしないのです。というのは、御説明によれば元本切捨は強制する、強制しないはこれは別問題です。これは元本切捨がこの法案の範囲内のできるものか、できないものか、できるものならば当然これは審議会の話題に乗らなげやならん問題だ、こう思ふ。乗らなげやならんような恐らく問題が再建整備の内容の中にあると思ふのです。ところがこの法案にはそれを議題に乗せるだ

けの何ものもないのだということになれば、これは単に審議会の中で討論されたところの意見として出るだけであつて、この法案の運用には何ら関係がないことになりませんかと思ふ。その点だけ承つておきたいのですが。

○政府委員(谷垣專一君) これは整備計画の内容としては第五条に書いてあります。固定した債務の条件の緩和その他金融機関から受ける援助の内容」といふ一項目があるわけであり、

「固定した債務の条件の緩和その他金融機関から受ける援助の内容」といふところに、将来の事業資金の問題であるとか、或いは又話が行けば元本の切捨という問題も話が出来ます。ならば、こういうことを申上げておるわけであり、それならば元本債権の切捨がなければ再建ができるか、どうかという問題につきましては、これは問題は審議会において整備計画を議論するときに議論すべき問題であらう、かように申上げておるのであります。

○宮本邦彦君 重ねて承るわけですが、今の御説明は、ここでできるという御説明があつたのですが、できるということは提案者がそういう意味合まで含めておるといふ意味に解釈していいわけですか。元本債権の切捨というのまで含めておるといふことはつきりさせていいのですか。

○政府委員(谷垣專一君) これは私たちのほうは実態の一つ一つの計画というものをこの審議会に議論をしてきめて頂くということになつておるのであります。それならば元本債権を切捨てなければ再建整備促進はできないのかというお話になりますとすれば、元

本債権の切捨をしなくとも各方面の協力その他があればできるというふうには私たちは考へております。併しこれは債権者のほうで元本債権、それじやおれのほうは切らう、こう言つて、言われるような若し整備計画ができた場合に、そんなことはここで議論しやいかんのだ、ということをお聞き願ひして、そういうことは審議会に議論をして頂いたら、こういうことを申上げたのであります。

○委員長(片柳真吉君) それでは本日はこの程度で、本付託の上で又日程は後ほど御相談いたしますが、予備審査をここで本日は終りまして、本付託の上で又別途御相談する日程に従ひまして質疑を続行いたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時五十四分散会

昭和二十八年九月一日印刷

昭和二十八年九月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局